

県立特別支援学校電源キャビネット設置業務仕様書

1 概要

本業務は、表 1-1 に記載する鳥取県立特別支援学校（以下「各学校」という。）に電源キャビネット（以下「キャビネット」という。）を整備するものである。

2 業務期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 12 日まで

※ただし、キャビネットの設置は令和 3 年 2 月 26 日までに完了すること。

※なお、受注者の責めに帰さない事由により、上記の期限までに設置を完了できない見込みとなった場合には、早急に発注者に連絡し、その後の対応について協議すること。

3 業務内容

キャビネットを調達し、表 1-1 に記載する納入場所に設置する。機器仕様については、別紙のとおりとする。

なお、具体的な設置場所については、各学校が別途指定する教室等とする。

また、設置に当たっては、教室等の床又は壁への固定を必須とする。

表 1-1 納入場所及び設置数量一覧

学校名	住所	4 2 台収納タイプ	2 2 台収納タイプ
鳥取盲学校	鳥取市国府町宮下1265	0 台	1 台
鳥取聾学校	鳥取市国府町宮下1261	0 台	1 台
鳥取養護学校	鳥取市江津260	1 台	0 台
白兔養護学校	鳥取市伏野1550-1	1 台	2 台
白兔養護学校 訪問学級	鳥取市三津876 鳥取医療センター内	0 台	1 台
倉吉養護学校	倉吉市長坂新町1231	2 台	0 台
皆生養護学校	米子市上福原7丁目13-4	0 台	2 台
米子養護学校	米子市蚊屋343	2 台	1 台
鳥取聾学校 ひまわり分校	米子市上福原7丁目13-1	0 台	1 台
合計		6 台	9 台

4 作業日程等

本業務の作業時間は、原則として鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第 5 号）に規定する鳥取県の休日を除く日の午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

なお、具体的な作業日程については、各学校の担当者と調整すること。

5 提出物

受注者はキャビネットの設置後、表 1-2 に記載する図書を A 4 版でファイリングし、発注者に提出すること。

なお、各学校には、取扱説明書を提出すること。

表 1 - 2 提出物一覧

名称	内容	図書
新品証明書	新品証明書(納品物が新品であることが証明できる書類)	1部
完成図	機器設置図	1部
写真	写真(作業前・作業後の各部屋の写真)	1部
メーカー保証書	—	1部

6 産業廃棄物の処理

設置等に伴い発生する産業廃棄物については、関係法令等に従い適切に処理すること。

7 損傷補償

キャビネットの搬入、設置作業(以下「作業」という。)は全て受注者の責任施工により行うものとし、損傷補償は次に定めるところによる。

- (1) 作業に当たり施設を損傷し、又は作業敷地外の土地を踏み荒らし、あるいは道路の損傷など第三者に損害を与えた場合の補償は受注者が負担するものとする。
- (2) 作業に当たり各学校の施設などに損傷を与えた箇所は、発注者の指示に従い速やかに原形に修復すること。
- (3) 作業において、施設の削り取り、孔あけ等を行う場合は、発注者又は各学校の担当者の指示に従い最小限度とし、体裁良く修復すること。

8 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

9 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

10 一般的事項

(1) 資料提供

- ア 受注者から発注者に対し、本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、発注者と受注者で協議の上、発注者は受注者に対し、無償でこれらの提供を行う。
- イ 受注者は、発注者から提供された本業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- ウ 受注者は、本契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。
- エ 発注者及び受注者は、アからウにおける資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

(2) 完了報告及び検査

受注者は業務完了後、10日以内に業務完了報告書を作成して発注者に提出し、発注者の確認を受けるものとする。

(3) 委託料の支払

- ア 受注者は、(2)の検査により適正と認められた後、速やかに委託料の請求書を発注者へ提出するものとする。
- イ 発注者は、正当な請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- ウ 発注者が、正当な理由なくイに規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、未払金額に対し、遅延日数に応じ鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第120条の規定により計算した額の遅延利息を甲に請求することができる。

(4) 違約金

- ア 発注者は、受注者が本業務の履行に当たり義務を怠ったときは、違約金の支払を受注者に請求することができる。
- イ アの違約金は、委託料総額に対し、鳥取県会計規則第120条の規定により計算した額とする。

(5) 追完請求権

- ア 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物が本契約書及び仕様書で定める内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- イ アの規定により発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。
- ウ ア及びイの規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

(6) 任意解除

- ア 発注者は、(7)又は(8)の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- イ アの解除に伴う損害賠償等については、発注者と受注者で協議して定める。

(7) 催告による解除

- ア 発注者は、受注者が次の(ア)から(エ)のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (ア) 委託業務を遂行する見込みがないとき又は委託業務を委託期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
 - (イ) 正当な理由なく、発注者の指揮監督に従わないとき。
 - (ウ) (5)のアの履行の追完がなされないとき。
 - (エ) (ア)から(ウ)に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- イ 受注者は、アの規定によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(8) 催告によらない解除

ア 発注者は、受注者が次の(ア)から(キ)のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(ア) 履行不能が明らかであるとき。

(イ) 履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(ウ) 一部の履行が不能である場合又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(エ) (ア)から(ウ)に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が(7)のアの催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(オ) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に違反する行為又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

(カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(キ) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

a 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

b 暴力団員を雇用すること。

c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

g 暴力団若しくは暴力団員であること又はaからfまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

イ 受注者は、アの規定によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(9) 解除の制限

(7)のアの(ア)から(エ)及び(8)のアの(ア)から(エ)までの規定に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、(7)及び(8)の規定による契約の解除をすることができない。

(10) 守秘事項等

ア 受注者は、本業務に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。

- イ 受注者は、本業務に従事する者並びに（11）の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、アの規定を遵守させなければならない。
- ウ 発注者は、受注者がア及びイの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- エ アからウまでの規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

（11）再委託の禁止

- ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、（ア）の承認をしないものとする。
ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - （ア）再委託の契約金額が本業務の委託料の額の50パーセントを超える場合
 - （イ）再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- ウ 発注者の承認により受注者が第三者に再委託を行う場合は、受注者は再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負担させなければならない。

（12）調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者はこれに従わなければならない。

（13）損害賠償

- ア 受注者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- イ 発注者及び受注者両者の責めに帰することのできない理由により、受注者が本契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は、当該部分についての義務の履行を免れるものとし、発注者は、当該部分について代価の支払義務を免れるものとする。
- ウ イ以外の場合においては、発注者と受注者で協議してその損害の負担を定めるものとする。

（14）権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

（15）専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄とする裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条第1項に規定する場合については、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

電源キャビネット機器仕様

(1) 4 2 台収納タイプ

項目	内容
形状	サイズ：W900mm×D570mm×H1125mm 以内（突起物含まず） タブレット収納部：W349mm×D245mm×H30mm 以上
性能	<ul style="list-style-type: none"> ・鍵付きであること。 ・タブレット端末を、タブレット端末本体カバー又は専用キーボードを装着した状態で保管できること。 ・1台でタブレット端末42台分を保管可能であること。 ・扉は両開き又はフラップ扉とし、両開きの場合は、使用者の安全を考慮して270度まで開くことが可能であり、かつ扉は全開時にはマグネットで側板に固定できるものであること。 ・ブレーカー付き輪番充電機能を有すること。 ・OAタップをつなぐコンセント口を4個以上有していること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・給電ハブを付属すること。 ・床又は壁に固定するための金具を付属すること。 ・その他必要と思われる物品について、受注者負担で用意すること。
参考品番	コクヨ SPC-SD44KBT-SAW1 エレコム TB-SB42 ガイアエデュケーション TKB-44GIGA-R048

(2) 2 2 台収納タイプ

項目	内容
形状	サイズ：W720mm×D600mm×H1110mm 以内（突起物含まず） タブレット収納部：W349mm×D245mm×H30mm 以上
性能	<ul style="list-style-type: none"> ・鍵付きであること。 ・タブレット端末を、タブレット端末本体カバー又は専用キーボードを装着した状態で保管できること。 ・1台でタブレット端末22台分を保管可能であること。 ・扉は両開き又はフラップ扉とし、両開きの場合は、使用者の安全を考慮して270度まで開くことが可能であり、かつ扉は全開時にはマグネットで側板に固定できるものであること。 ・ブレーカー付き輪番充電機能を有すること。 ・OAタップをつなぐコンセント口を4個以上有していること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・給電ハブを付属すること。 ・床又は壁に固定するための金具を付属すること。 ・その他必要と思われる物品について、受注者負担で用意すること。
参考品番	コクヨ SPC-SD22KBT-SAW1 エレコム TB-SBEH22 ガイアエデュケーション TKB-24GA-R024